

安芸太田町告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和7年度及び令和8年度において、町が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和6年10月18日

安芸太田町長 橋本 博明

1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について、平成20年国土交通省告示第85号（法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目を総合的に審査する。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（第1項で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種別年間平均完成工事高がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸太田町税、消費税及び地方消費税の滞納がある者

カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は安芸太田町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。

キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参

加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者

（ア）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（ウ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（2）申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（広島県〔以下「県」という。〕の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ただし、主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。）を町内に有する者（以下「町内業者」という。）又は機器故障等により電子申請が行えなかった者は、窓口における申請（以下「窓口申請」という。）ができるものとする。

ア 電子申請

（ア）申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番25号。以下「建設産業課」という。）又は安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1。以下「安芸太田町総務課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

（イ）申請期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和6年11月29日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

イ 窓口申請

（ア）申請方法

別表第2に掲げる添付書類を安芸太田町総務課に持参、郵便又は信書便により申請を行うものとする。

(イ) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

令和6年11月8日（金）から令和6年11月29日（金）まで

(ウ) 追加申請期間

別に告示する。ただし、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の結果

入札参加資格認定の結果は、安芸太田町ホームページ (<http://www.akiota.jp/>) に入札参加資格者名簿を掲載する方法により公表する。

なお、認定しなかった者については、個別に通知するものとする。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年3月31日まで有効とする。ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

添付書類	様式番号	申請区分		
		電子申請		窓口申請
		県	町	町
1 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事等）	別記様式第1号	—	—	○
2 建設業許可申請書の写し		△	△	△
3 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。		—	—	○
4 安芸太田町税の完納証明書		△	—	△
5 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	—	○
6 営業所一覧表	別記様式第2号	—	—	○
7 誓約書	別記様式第3号	—	—	○
8 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第4号	—	△	△
9 送信完了兼受付票		○	○	—

注1 ○印はすべての申請者が、△印は該当する申請者が提出を必要とするものを示し、—印は提出を必要としないものを示す。ただし、第2項に定める書類については許可の更新手続き中の者のみが、第4項に定める書類については安芸太田町税の納税義務者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第2項に定める書類については、許可の更新手続き中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号の建設業許可申請書（別紙1及び別紙2(2)を含む。）の写しを提出するものとする。

3 第3項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

法第3条第1項の規定により広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を

行う場合は、規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書（別紙1、別紙2及び別紙3を含む。）の写しで広島県知事が受理済みであることを証したものと及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、第3項に定める書類に代えることができるものとする。

なお、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

- 4 第6項、第8項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第2項、第4項及び第5項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。